

## 「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	規則（案）第43条第1項第1号	<p>第1 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案） 4 3 条 （意見） 法6 8 条1 項の「個人の権利利益を害するおそれの大きいもの」として行政機関の長等に漏洩等の報告義務が課せられるものとして、「一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態」としているが、このカッコ内の部分は削除すべきである。</p> <p>（理由） 上記では、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」の漏えい等については報告義務の対象外としているが、「必要な措置」を講じていれば報告しなくてよいという制度設計は、漏えい等の実情を不透明にする。漏えい等の後、実害が生じるかどうかは結果論であり、「必要な措置」を講じていても実害が生じる可能性を否定することはできない。「必要な措置」が講じられている個人情報であっても、漏えい等が生じた場合には個人情報保護委員会として漏えい等の原因と防止に関心を持ち、関与すべきである。 このカッコ書きを維持するのであれば、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」という記述だけでは極めて曖昧であるから、より具体的な基準を示すべきである。</p> <p>【個人連名】</p>	<p>保有個人情報に高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものについては、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下していることから、委員会への報告・本人通知の対象外とするものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>また、具体例等については、今後ガイドライン等を通じてお示しすることを検討してまいります。</p>
2	規則（案）第43条第1項第4号	<p>個人情報保護委員会規則案43条1項4号「保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」</p> <p>（意見）百人とされている根拠が不明である。 民間部門については千人とされている。また、政令案における個人情報ファイルの保有等に関する事前通知に関する19条2項では、法74条2項9号の政令で定める数は千人とする、とされている。なぜ、これらと同じ千人にされなかったのか、理由が不明である。 また、仮に違う数にしたことに合理的理由があるとしても、なぜ99人では報告が不要で、100人だと報告が必要なのか不明である。客観的な根拠に基づいて、百人という数字が決定されたのであれば、示していただきたい。 そもそも個人の権利利益の保護という観点では、数の制限なく報告が必要ではないか。数が増えすぎると、個人情報保護委員会の事務処理上対応できないというのが制限を設ける理由であれば、責任ある監視を行うために、体制を拡充すべきである。</p> <p>【匿名】</p>	<p>改正後の規則第43条第1項第4号の規定は、個人の権利利益を保護する必要性という観点から、民間部門における相当する規律の解釈との整合性を図りつつ、公的部門における過去の漏えい等事案の発生状況等を踏まえ定めるものです。</p>
3	規則（案）第43条第1項第4号	<p>第3 規則 ・4 3 条4 号で「1 0 0」とあるが、原則として6 条2 と平仄をあわせるなら「1 0 0 0」とすべきではないか、このような相違を生じさせるのが合理的というのであれば、その理由を説明されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の規則第43条第1項第4号の規定は、個人の権利利益を保護する必要性という観点から、民間部門における相当する規律の解釈との整合性を図りつつ、公的部門における過去の漏えい等事案の発生状況等を踏まえ定めるものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
4	規則（案）第62条、第65条、第67条	<p>6 2 条（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）、6 5 条（行政機関等匿名加工情報の安全管理措置の基準）、6 7 条（匿名加工情報の安全管理措置の基準）</p> <p>（意見）</p> <p>6 2 条 1 号乃至 4 号、6 5 条 1 号・2 号、6 7 条 1 号・2 号は比較的具体的であるのに対して、6 2 条 5 号では「適切な措置」、6 5 条 3 号及び 6 7 条 3 号では「必要かつ適切な措置」という漠然とした規定の仕方になっており、これらの規定については、今後より具体的かつ客観的な基準を設けるよう見直しを図るべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>行政機関等匿名加工情報の作成・安全管理措置、匿名加工情報の安全管理措置はこれまでにない新たな制度運用になることからすると、これを運用する者に厳格な運用を求める一方で、運用基準を具体的かつ客観化することで安定的に運用できるようにする必要がある。そのような観点からすると、特に膨大かつ多様な個人情報を保有する市区町村において匿名加工情報を作成することが安定的に行われるようにする上で、上記規定は極めて不十分である。</p> <p>したがって、今後さらに具体的かつ客観的な基準を示す見直しがなされるべきである。</p> <p>【個人連名】</p>	<p>当該規定における御指摘の点については、加工の対象となる個人情報ファイルの性質や匿名加工情報の取扱いの状況などを踏まえて個別具体的に判断される必要があるものですが、今後、ガイドライン等を通じてお示しすることを検討してまいります。</p>